

## 平成27年4月1日(※)から 施工体制台帳等の様式が変わりました。



※ 平成27年4月1日以降、新たに契約を締結する建設工事が対象。

入札契約適正化法が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての工事に拡大されました。

また、建設業法施行規則が改正され、建設分野における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の確認が追加されました。

**これに伴い、施工体制台帳、施工体系図（結果報告用）、下請代金の支払状況一覧表、再下請負通知書、元請・下請適正化指導確認チェックシートの各様式を変更しましたので、提出にあたっては変更後の様式を使用願います。**

**建設業に従事する労働者の労働環境の改善のため、下請業者に対して留意事項文書、社会保険加入パンフレットを配布するようお願いします。**



各様式につきましては、平成27年4月1日以降、ホームページの内容を更新しましたのでご確認ください。  
**帯広市ホームページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 様式・説明文書**  
(<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060501youshiki.jsp> )